

訪問看護サービス重要事項説明書(精神科)

利用者_____様（以下「甲」という）の訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて、株式会社 翔栄「訪問看護ステーション 望夢」（以下「乙」という）が甲に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名称・法人の種別： 株式会社 翔栄
代表者名： 小川 ひとみ
所在地・連絡先： 和歌山県田辺市中万呂782番地の28
電話： 0739-34-2335

《介護保険法等に基づき和歌山県知事より指定を受けているサービスの種類》

訪問看護・介護予防訪問看護： 訪問看護（医療保険）

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション 望夢
所在地	和歌山県田辺市中万呂 570 番地 - 2
電話 FAX	0739-33-9034 0739-33-9035
事業所番号	3062290196
管理者氏名	高垣 清一
事業の実施地域	田辺市 白浜町 みなべ町 上富田町
営業日	月曜日～金曜日 祝日 8:30～17:30
営業しない日	土曜日・日曜日 年末年始（12/31～1/3） ※上記、営業しない日においても心身の状態により、ご希望があれば当番にて対応させていただきます。

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的： 在宅療養を希望する方の訪問看護

サービスの内容： 自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、1～3ヶ月に1回、主治医の指示により訪問看護師が訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助及び体調管理を行います。

4. 事業所の職員体制

事業所の従業者数、勤務体制及び業者の職種

従業者の職種	人数(人)	区分(人)		職務内容
管理者	1	常勤管理者兼務 1		訪問看護 管理者兼務
	1	常勤看護師兼務 1		
看護師	5	常勤 2	非常勤 3	訪問看護
准看護師	1	常勤 0	非常勤 1	訪問看護

5. 利用料：医療保険 精神科（単位：円/回）

ご利用者様の負担割合に応じたご負担となります。

項目				利用料		
精神科訪問看護基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	保健師	週 3 日目まで 30 分以上	5, 550		
			看護師 作業療法士	週 3 日目まで 30 分未満	4, 250	
				週 4 日目以降 30 分以上	6, 550	
					週 4 日目以降 30 分未満	5, 100
		准看護師		週 3 日目まで 30 分以上	5, 050	
			週 3 日目まで 30 分未満	3, 870		
			週 4 日目以降 30 分以上	6, 050		
			週 4 日目以降 30 分未満	4, 720		
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物居住者で同一日複数者）	同一日 2 人	保健師	週 3 日目まで 30 分以上	5, 550	
				看護師 作業療法士	週 3 日目まで 30 分未満	4, 250
					週 4 日目以降 30 分以上	6, 550
						週 4 日目以降 30 分未満
			准看護師		週 3 日目まで 30 分以上	5, 050
				週 3 日目まで 30 分未満	3, 870	
				週 4 日目以降 30 分以上	6, 050	
				週 4 日目以降 30 分未満	4, 720	
同一日 3 人以上		保健師	週 3 日目まで 30 分以上	2, 780		
			看護師	週 3 日目まで 30 分未満	2, 130	
		作業療法士	週 4 日目以降 30 分以上	3, 280		
			週 4 日目以降 30 分未満	2, 550		
准看護師	週 3 日目まで 30 分以上	2, 530				
	週 3 日目まで 30 分未満	1, 940				
	週 4 日目以降 30 分以上	3, 030				
	週 4 日目以降 30 分未満	2, 360				
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（外泊中の訪問看護）				8, 500		
加算	特別地域訪問看護加算			諸定額の 100 分の 50		
	精神科緊急訪問看護加算			月 14 日目まで	2, 650	
				月 15 日目以降	2, 000	
長時間精神科訪問看護加算				5, 200		

項目				利用料	
加算	複数名精神科訪問看護加算	他の看護師・保健師・作業療法士と同行	1日1回	同一建物内1人又は2人	4,500
				同一建物3人以上	4,000
			1日2回	同一建物内1人又は2人	9,000
				同一建物3人以上	8,100
			1日3回以上	同一建物内1人又は2人	14,500
				同一建物3人以上	13,000
		他の准看護師と同行	1日1回	同一建物内1人又は2人	3,800
				同一建物3人以上	3,400
			1日2回	同一建物内1人又は2人	7,600
				同一建物3人以上	6,800
			1日3回以上	同一建物内1人又は2人	12,400
				同一建物3人以上	11,200
	他の看護補助者・精神保健福祉士	同一建物内1人又は2人	3,000		
		同一建物3人以上	2,700		
	夜間・早朝訪問看護加算(6:00~8:00、18:00~22:00)				2,100
	深夜訪問看護加算(22:00~6:00)				4,200
	精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500	
同一建物3人以上			4,000		
1日3回以上		同一建物内1人又は2人	8,000		
		同一建物3人以上	7,200		
管理療養費	月の初日			7,670	
	2日目以降			3,000	
	24時間対応体制加算(月に1回まで)			6,800	
	退院時共同指導加算(2回まで)			8,000	
	退院支援指導加算(1回のみ)			6,000	
	退院支援指導加算(1回のみ)(長時間)			8,400	
	在宅患者救急時等カンファレンス加算(月2回まで)			2,000	
	在宅患者連携指導加算(月1回まで)			3,000	
	特別管理加算Ⅰ ※1			5,000	
	特別管理加算Ⅱ ※2			2,500	
	特別管理指導加算			2,000	
	精神科重症患者支援管理連携加算(イ)			8,400	
	精神科重症患者支援管理連携加算(ロ)			5,800	
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)			2,500	
情報提供療養費1(月1回)				1,500	
情報提供療養費2(月1回)				1,500	
情報提供療養費3(月1回)				1,500	
ターミナルケア療養費1				25,000	
ターミナルケア療養費2				10,000	

【その他の費用】		
保険対象外	エンゼルケアー（税込）	20,000円
	交通費（税込）	事業所の営業地域外において、片道10km以上の移動距離を超えた時、500円の料金がかかります。
	衛生物品・お薬や必要物品の立替	実費相当額

- ※1
- ・在宅麻薬等・腫瘍化学療法注射管理・強心剤持続投与指導管理、気管切開患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
 - ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※2
- ・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛、肺高血圧症患者
 - ・人工肛門、人工膀胱を設置している方
 - ・真皮を越える褥瘡の状態にある方
 - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

6. 苦情申立窓口

【訪問看護ステーション 望夢】

電話：0739-33-9034

担当者：高垣 清一

【和歌山県国民健康保険団体連合会 苦情（相談）窓口】

住所：和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内

電話：073-427-4662

7. 緊急時の対応方法

乙は、甲の主治医への連絡を行い、主治医の指示に従います。また、緊急連絡先へ連絡致します。

8. 第三者評価の実地状況 無し

乙 当事業者は、甲1に対する居宅サービスの提供開始にあたり、甲1又は甲2に対してサービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(乙) 所在地：和歌山県田辺市中万呂 570 番地-2
名 称：株式会社 翔栄
訪問看護ステーション 望夢

管理者： 高垣 清一 印

説明者： _____ 印

甲 私は、本書面においてサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(甲1) 利用者

住 所： _____

氏 名： _____ 印

(甲2) 利用者の後見人又は家族

住 所： _____

氏 名： _____ 印